

公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社職の設置及び任用に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社（以下「公社」という。）定款第51条に規定する職員（以下「職員」という。）の職の設置及び任用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 公社に、次に掲げる職を置くことができる。

事務局長
事務局次長
事業所長
参事
次長
課長
課長補佐
係長
主査
副主査
主任
主事
技師

2 公社に、必要に応じて次の職を置くことができる。

参与

第3条 職員の定数は、理事会で定める。

第4条 職員の採用は、試験によって行うものとする。ただし、次の各号に該当する場合は、選考により職員を採用する。

- (1) 国又は地方公共団体の職員であった者で、国又は当該地方公共団体から推薦のあった者
- (2) 国又は地方公共団体の採用試験に合格した者

第5条 試験は、次に掲げる方法のうち二つ以上を合わせて行うものとする。

- (1) 筆記試験
- (2) 口述試験
- (3) 身体検査
- (4) その他職務遂行能力を客観的に判定することができる方法

第6条 職員の昇任はすべて選考による。

第7条 選考は、選考される者の当該職の職務遂行の能力の有無を選考の基準に適合しているかどうかに基づいて判定するものとし、必要に応じ筆記考査、実地能力その他の方法を用いることができる。

第8条 業務上特に必要があるときは、一定の雇用期間を定めて、専門業務支援職員（会計年度任用職員）を雇用し、又は特別職非常勤職員を置くことができる。

第9条 管理監督職（公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社職員給与規程第2条に規定する給料の特別調整額を支給される職員の職をいう。以下同じ。）を占める職員でその占める管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している職員については、異動期間（当該管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下同じ。）に、管理監督職以外の職への降任をするものとする。

2 前項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

第10条 採用し、昇任し、又は降任しようとする管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している者については、その者が当該管理監督職を占めているものとした場合における異動期間の末日の翌日（降任をされた職員にあつては、当該降任をされた日）以後、当該管理監督職に採用し、昇任し、又は降任することができない。

第11条 前2条の規定は、任期を定めて任用される職員には適用しない。

第12条 降任をすべき管理監督職を占める職員については、次に掲げる事由があると認めるときは、第9条第1項の規定にかかわらず、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日（定年に達した日以降における最初の3月31日をいう。以下同じ。）がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の降任により生ずる欠員を容易に補充することができず業務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の降任による欠員を容易に補充することができず業務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の降任により業務の運営に著しい支障が生ずること。

2 前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で延長された当該異動期

間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

附 則

- 1 この規程は、昭和57年5月12日から施行する。
- 2 福島県林業公社の職員の職の設置及び任用に関する規程（昭和42年5月24日）は、廃止する。
- 3 この規程の施行の前に公社の職員として任用されている者は、この規程の定めるところにより任用されたものとみなす。

附 則

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年5月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年6月18日から施行する。ただし、現に主任主査の職にあるものが、施行日以後において課長補佐の職に就かない者にあつては、当分の間主任主査の職を継続するものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年6月2日法律第50号）第106号第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年5月21日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。